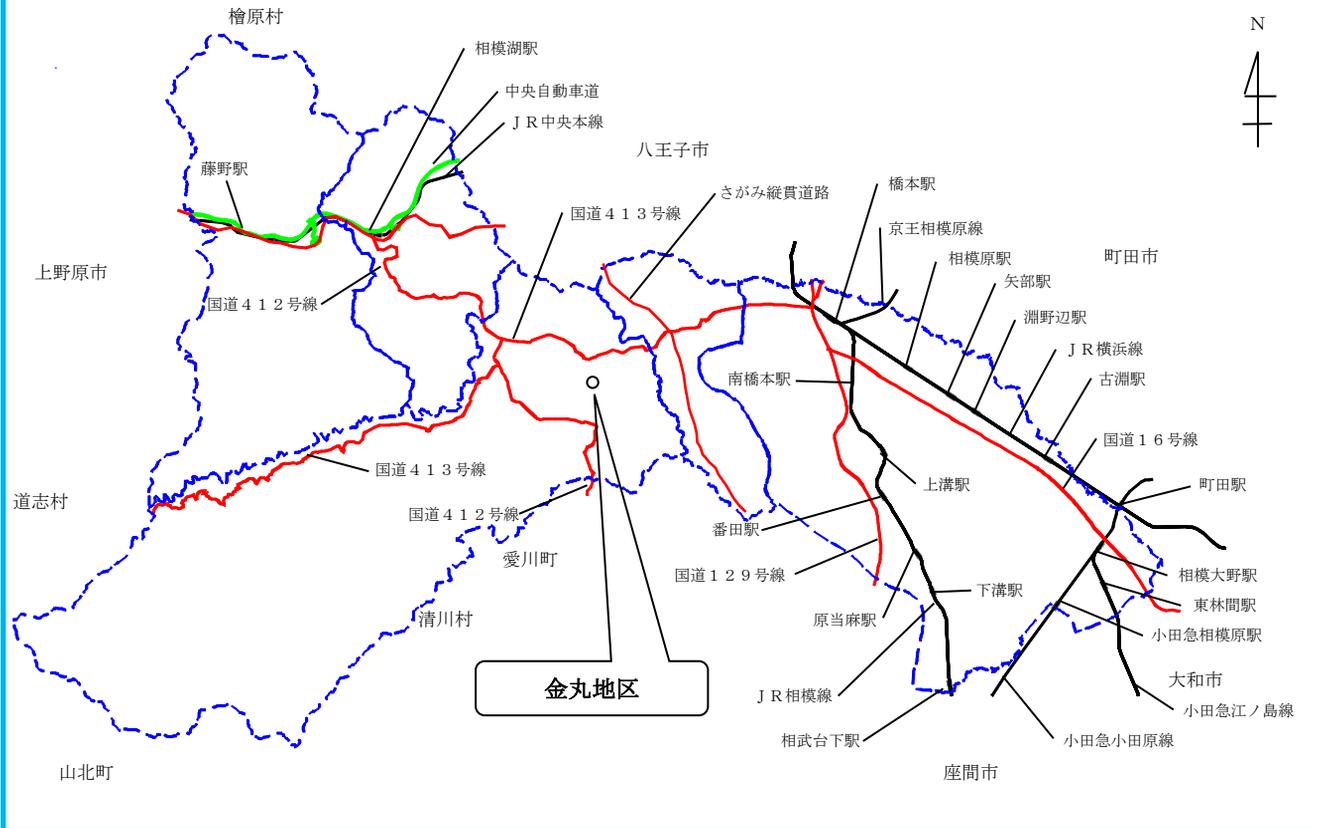


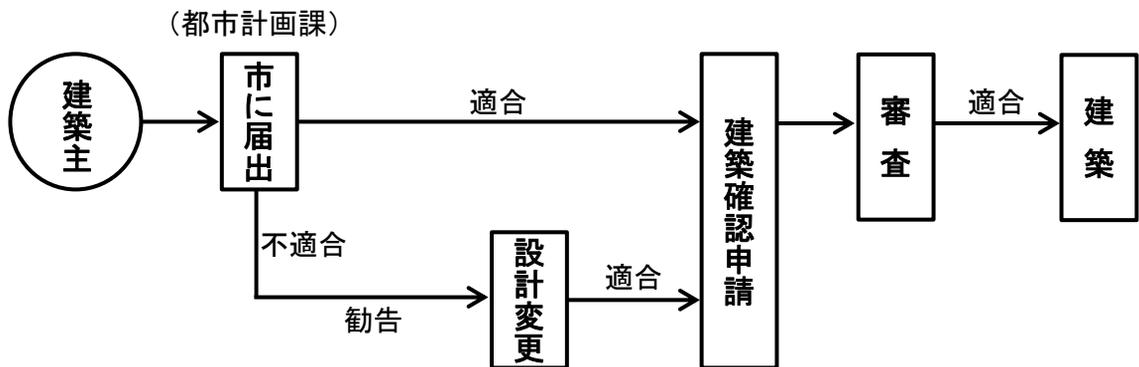
金丸地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

○ 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



金丸地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課
 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490
[Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

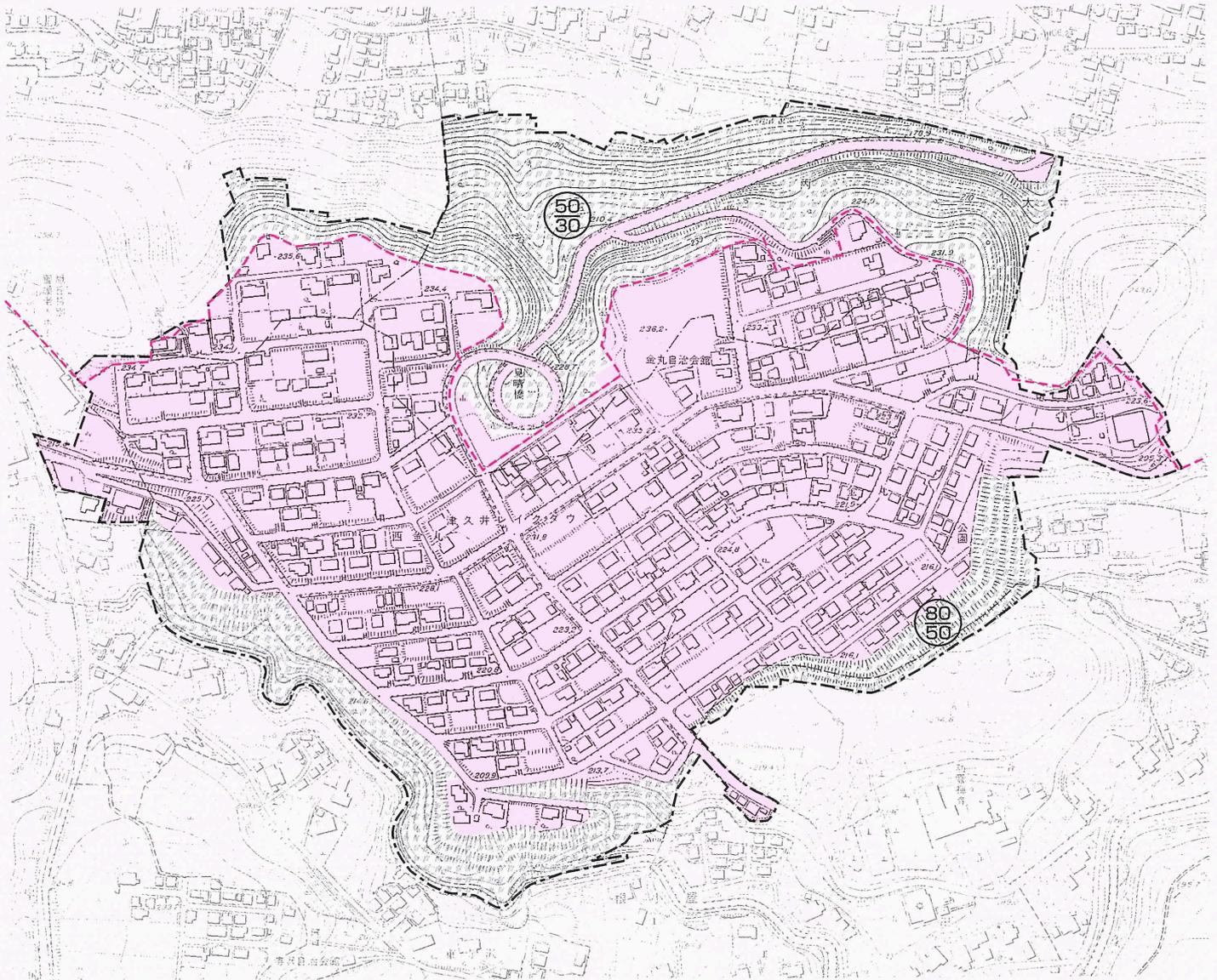
発行：相模原市

◀ 地区計画とまちづくり ▶

地区計画は、これからこんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいというみなさんの希望をまとめて、それを実現するために、具体的なまちづくりのルールを決めていくものです。

金丸地区では、良好な環境の住宅地の維持、保全を目的に、地区計画が定められています。計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。

▼ 金丸地区 地区計画 区域図



● 地区の概要

--- 地区計画区域

- - - 用途地域区分 第一種低層住居専用地域 (50/30、80/50)

● 壁面の位置

道路境界線から0.5m以上、隣地境界線から0.7m以上

● 樹林地、草地等

/// /// ///

● SCALE

0 50 100^m



※用途地域の詳細は、都市計画課で、ご確認ください。

金丸地区 地区計画の概要

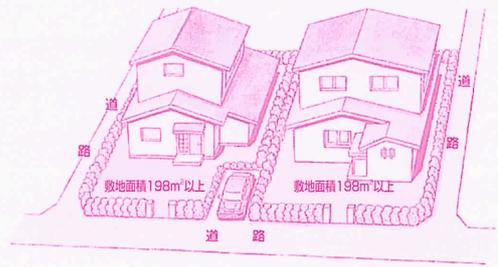
建築物の用途の制限

良好な住宅地とするため、建てられる建築物は次に掲げるものとします。

- (1) 住宅
 - ・住戸数が2以下の長屋
- (2) 住宅で事務所、店舗などを兼ねるもの
 - ・建築基準法施行令第130条の3に規定するもの
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等
- (4) 診療所
- (5) 巡査派出所等の公益上必要な建築物
- (6) 自治会館
- (7) 上記に付属する建築物

敷地面積の最低限度

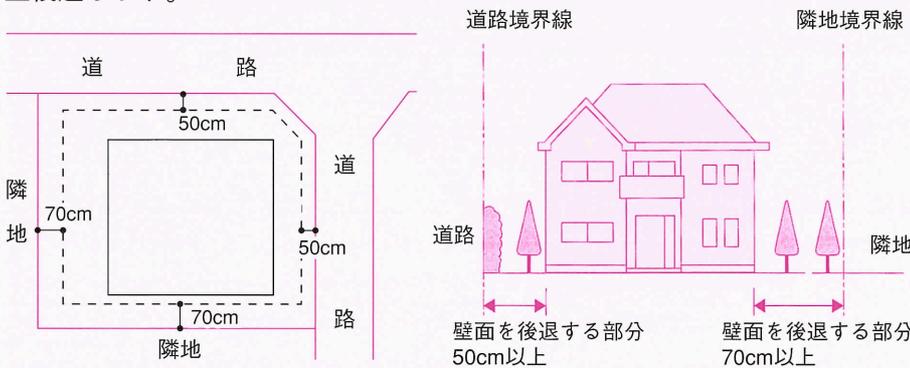
敷地の細分化による住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度を198㎡とします。



道路	
198㎡以上 (約60坪)	198㎡以上 (約60坪)
198㎡以上 (約60坪)	198㎡以上 (約60坪)

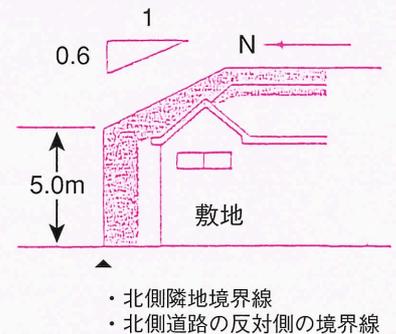
壁面の位置の制限

建物の壁や柱の面は、道路境界線から50cm以上、隣地境界線から70cm以上後退します。



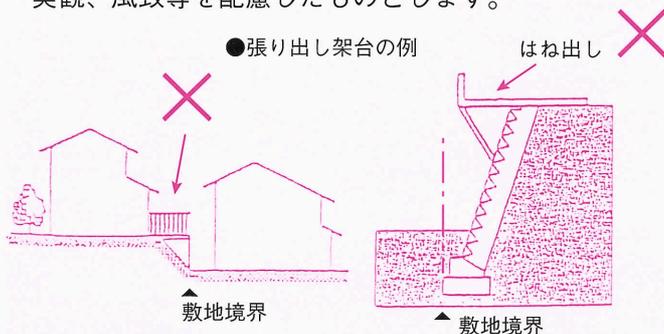
建築物の高さの最高限度

●北側の隣地への日照、採光の確保のため北側斜線を定めます。



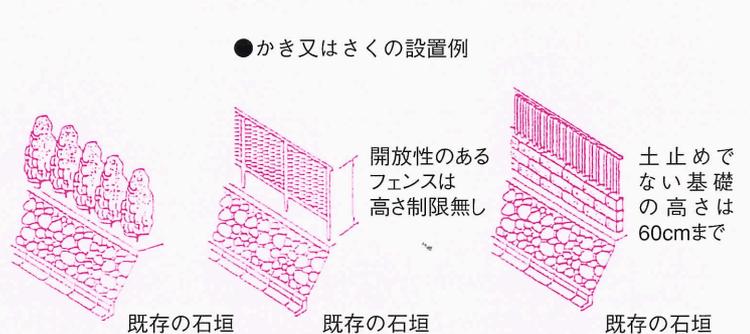
建築物の形態又は意匠の制限

- ・法面又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならないものとします。
- ・建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分は、美観、風致等を配慮したものとします。



かき又はさくの構造の制限

みどり豊かな街並みとするため、道路側にかき又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとします。なお、門柱などの出入口部分は、適用されません。



土地利用の制限

樹林地、草地等の保全
現存する樹林地、草地等における、樹木の伐採及び土地の形質を変更してはならないものとします。

名	称	金丸地区地区計画
位	置	相模原市緑区太井字丙、中野字下森戸並びに根小屋字金丸、字西金丸、字寺沢及び字谷戸
面	積	約 28.7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、地域の拠点である中野地区に隣接した高台に位置する低層戸建住宅地として昭和40年代に開発され、豊かな自然環境に恵まれた良好な住環境を有する住宅地を形成してきたが、建物用途の混在や緑地の開発、敷地分割等の進行により環境の悪化が懸念される。</p> <p>そこで、本計画によりこれらを防止するとともに、緑豊かで良好な低層住宅地としての住環境と、周辺環境と調和のとれた健全な街並みを保全し、快適で魅力ある住宅地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、ゆとりと潤いのある低層住宅地としての土地利用を図るため、建築物の用途の制限等や樹林地、草地等の保全により、閑静で緑豊かな良好な居住環境の保全・育成を図る。</p> <p>また、宅地開発により道路・公園が整備されているが、その機能環境が損なわれないように維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な低層住宅地としての環境を損ねないよう、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の高さ、かき又はさくの構造等について適正な制限を定め、緑豊かな街並みの形成を図る。</p>
	緑化の方針	<p>緑豊かで、潤いのある街並みの維持・形成のため、現に存する樹林地、草地等を保全するとともに、かき又はさくにあつては生垣を主体とし、敷地内においても緑化に努める。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる用途の建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋は除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の3に規定するもの 3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 6 自治会館 7 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に規定するものを除く。）

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	198㎡
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。また、隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。</p> <p>ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。</p> <p>1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫</p>
		建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたものの以下でなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>法面又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。</p> <p>建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分は、美観、風致等を配慮したものとする。</p>
		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、生垣又は開放性のあるフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの又は門柱にあつては、この限りではない。
土地利用の制限	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	良好な住環境の確保に必要な現に存する樹林地、草地等において、樹木の伐採及び土地の形質を変更してはならない。	

備考 この表に規定する自治会館とは、本地区の住民を対象とし、その地区外から一時に多数の人又は車が集散するおそれのない建築物であつて、その地区内住民の社会教育的な活動又は自治活動を目的として設けるものをいう

※決定事項による「壁面の位置の制限」及び「保全する樹林地、草地等」の示す部分は、パンフレットの区域図に示す部分